

計画の概要 (第1章1)

計画の基本目標

誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現
～誰もがその人らしく暮らせる、いのち輝く地域共生社会づくり～

法的位置付け

社会福祉法第108条第1項に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として、市町村が策定する「地域福祉計画」の達成に資するために、広域的な見地から、市町村が取り組む地域福祉への支援に関する事項を一体的に定める計画。

他の個別計画との関係

他の福祉に関する個別計画と調和を図りつつ、各個別計画では対応し難い事項や共通して取り組むべき事項を盛り込んでいる。また、2024 (令和6) 年3月に策定された「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」(以下、「条例基本計画」という。)との整合性を図るため、2024 (令和6) 年10月に見直しを行った。

計画の期間

2023 (令和5) 年度から2026 (令和8) 年度までの4年間。

「地域福祉」に関する県の考え方 (第1章2)

「地域福祉」とは

誰もが地域においていきいきと自立した生活を送ることができるよう、多様な住民活動やボランティア活動、NPO活動、助け合いの心を育てる福祉教育、共同募金、福祉サービス、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と連携したまちづくりなど、地域における多様なサービス、活動などが組み合わさって、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会」を実現していくこと。

「地域福祉の担い手」とは

地域住民、自治会・町内会、学校、NPO法人等、高齢者や障がいのある本人及び家族、子育て中の親、若者など、すべての個人・団体が地域福祉の担い手であり、地域福祉の推進に当たっては、地域に暮らす一人ひとりが主体的に取り組むとともに、行政と民間の様々な個人や団体がそれぞれの個性と独自性を活かしながら、お互いの違いを認め合い、協働・連携を図っていくことが重要。

「当事者目線」の理念の反映

条例基本計画が推進する「当事者目線の障害福祉」は、障がい福祉に限らず、あらゆる分野に通ずるものであるため、本計画においても、様々な困難を抱える当事者の目線に立った施策を推進し、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指す。

今後取り組むべき重点事項 (第3章2)

本計画では、地域福祉をめぐる課題を踏まえた10の事項に重点的に取り組むこととし、施策体系の中柱として設定する。また、24の支援策(小柱)に個別の事業・取組を位置付け、総合的・計画的な地域福祉の推進を図る。

施策体系 (第3章3)

大柱	中柱 (10の重点事項)	支援策 (小柱) (第4章)
1 ひとづくり	(1) 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成	1 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育みます。
		2 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向けた教育を推進します。
	(2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成	3 地域住民による支え合いを促進する人材を養成します。
		4 包括的な支援体制の整備を推進する人材を育成します。
		5 地域福祉の推進を担う福祉関係機関等の職員のスキルアップを図ります。
	(3) 福祉介護人材の確保・定着対策の推進	6 福祉介護人材を確保します。
		7 福祉介護人材のスキルアップを図ります。
		8 福祉介護人材の定着を促進します。
2 地域(まち)づくり	(1) 地域における支え合いの推進	9 地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。
		10 民間事業者やNPO等との協働・連携によるまちづくりを推進します。
		11 外国籍県民等の暮らしやすさを支援します。
	(2) 当事者目線に立ったその人らしく暮らすことのできる地域づくり	12 当事者が主体となる活動や本人の意思を尊重するための取組を推進し、誰もが自分らしく暮らすことのできる地域の実現を図ります。
		(3) バリアフリーの街づくりの推進
	14 情報アクセシビリティの向上を図ります。	
	(4) 災害時における福祉的支援の充実	15 災害時における福祉的支援の充実を図ります。
	3 しくみづくり	(1) 一人ひとりの状況に応じた適切な支援
17 制度の狭間にある課題への対応に取り組みます。		
18 課題等を抱える当事者活動を支援します。		
(2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実		19 個人の尊厳を支え、守る取組を行います。
		20 未病改善の取組など、人生100歳時代に誰もがいきいきと暮らすことのできるよう支援します。
		21 誰もが自分らしく地域で暮らすことのできる場所の確保に取り組みます。
(3) 生活困窮者等の自立支援		22 生活困窮者等の自立を支援します。
		23 子どもの貧困対策を推進します。
	24 矯正施設退所予定者等の社会復帰を支援します。	